

平成27年雇第58号

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、別紙の労働保険再審査請求書を当審査会に提出した。
- 2 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。
 - (1) 請求人は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条不該当処分（以下「原処分」という。）を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（以下「前回の再審査請求」という。）をした。
 - (2) 当審査会は、請求人の前回の再審査請求について、平成○年○月○日付けでこれを棄却し、請求人に裁決書の謄本を送付した。
- 3 請求人は、原処分の取消しを求めているが、原処分の取消しについては、前回の再審査請求における裁決において既に判断しており、一事不再理により、当審査会において重ねて審理することはできないものである。

なお、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第3項は、「第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。」と規定しており、当審査会の審理の対象は安定所長がなした原処分の当否であるので、当審査会がした前回の再審査請求における裁決について、当審査会において、審理の対象とすることは許されない。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

なお、審査官に本件再審査請求に至る経緯等を照会したところ、請求人に係る審査官決定事案は、平成○年雇第○号事件についての決定事案以外にない旨の回答を得た。

4 以上のおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のおり裁決する。